

- 改正地域公共交通活性化再生法（令和2年1月27日）後、地方公共団体において地域公共交通計画（旧地域公共交通網形成計画）の作成が努力義務化。
- 地域公共交通確保維持改善事業（幹線・フィーダー）の受給にあたっては、令和7年度事業以降、地域公共交通計画との連動が必要。

